

卷 末 資 料

【資料－１】 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)

発 令 平成 7年10月27日法律第123号

最終改正 平成26年 6月 4日法律第 54号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項 又は第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすること

を防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診

断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用

する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

【資料－２】 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)

発 令 平成 7年12月22日政令第429号

最終改正 平成27年12月16日政令第421号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第2条 法第五条第三項第一号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号 に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号 に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項 に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項 に規定する水道事業又は同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道又は同条第四号 に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項 に規定する熱供給事業の用に供する施設

- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第3条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の

模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第4条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第5条 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第6条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場

- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第7条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

- ハ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第8条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合い

の用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

【資料－3】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

告 示 平成18年 1月25日国土交通省告示第184号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(同年三月)において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成ための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第七条第一項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な

指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であるとめられる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「別添の指針」という。))第一第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第八条第三項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第五条第三項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい国は地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第十七条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合には、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努め

るものとする。また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成十五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約四千七百万戸のうち、約千五百万戸(約二十五%)が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十年の約千四百万戸から五年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは五年間で約三十二万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第六条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が三以上、かつ、延べ面積が千平方メートル以上の建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、約三十六万棟のうち、約九万棟(約二十五%)が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(中央防災会議決定)において、十年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約七十五%を、平成二十七年までに少なくとも九割にすることを目標とする。耐震化率を九割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸(うち耐震改修は約百万戸)、多数の者が利用する建築物の耐震化は約五万棟(うち耐震改修は約三万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを二倍ないし三倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後五年間で、十年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約百万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成二十七年までに、少なくとも住宅については百五十万戸ないし二百万戸、多数の者が利用する建築物については約五万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。

しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。)を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に

関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成二十七年まで沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第十三条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第七条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第五条第七項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百十号)の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

【資料－４】茨城県木造住宅耐震診断士認定者名簿 (平成22年10月現在)

様式第2号(第3条第1項)

茨城県木造住宅耐震診断士認定者名簿

【ご利用の皆様へ】

- この名簿は、木造住宅の地震対策(耐震診断)を推進することを目的として、茨城県が編集しています。
- この名簿には、以下の①～③のすべてに該当する者を茨城県知事が「茨城県木造住宅耐震診断士」として認定した建築士を掲載しています。
 ① 茨城県が開催した「茨城県木造住宅耐震技術者講習会」を受講した者。又は、(一財)日本建築防協会が開催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」を受講した者
 ② 一級建築士資格取得後5年以上経過した者、二級建築士又は木造建築士資格取得後10年以上経過した者
 ③ 茨城県において登録を受けた建築設計事務所勤務する者
- この名簿の登録者との間で生じた契約上の紛争について、茨城県が責任を負うものではないことをあらかじめご了承ください。
- この名簿への登録の有無にかかわらず、建築士法、建設業法等の関連法規に適合している者であれば、耐震改修に係る設計、施工業務に携わることができます。
- 耐震改修設計を設計事務所が発注する場合、又は、契約金額500万円以上の耐震改修工事を工務店等に発注する場合には、受注者はそれぞれ建築士法による建築士事務所登録
 又は建設業法による許可を要しますので注意してください。
- この名簿の記載事項は、上記①の講習会終了時における履修者本人の申請によるものであり、その後の事情により変更されている場合があります。
- この名簿に関する問い合わせは、茨城県土木部都市局建築指導課企画グループ(TEL:029-301-4716)までお願いします。

平成27年12月11日 現在

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
1	H2702	0001	河村 久美	2級	(株)伊藤総合設計	水戸市	029-305-8585	029-305-8586	A-2658	
2	H2702	0005	林 邦雄	1級	林住建設事務所	水戸市	029-259-5946	029-259-5764	A-1512	
3	H2702	0006	鈴木 壮一郎	2級	(有)エス・プランナー	水戸市	029-240-5513	029-240-5514	A-3556	
4	H2702	0014	櫻井 充	1級	(有)筑建設設計事務所	水戸市	029-248-0121	029-248-1840	A-1690	
5	H2702	0016	潮尾 哲也	2級	住友不動産(株)住宅再生事業本部茨城南事業所一級建築士事務所	水戸市	029-305-3310	029-305-3360	A-3108	
6	H2702	0020	小沼 達	1級	小沼達建築設計室	水戸市	029-247-1258	029-247-3259	A-3345	
7	H2702	0034	桃井 辰雄	2級	プライムホーム(株)	水戸市	029-303-5943	029-303-5944	B-5353	
8	H2702	0039	三村 恵美	2級	プライムホーム(株)	水戸市	029-303-5943	029-303-5944	B-5353	
9	H2702	0040	桑名 勤	1級	(株)回建築設計事務所	水戸市	029-225-8178	029-225-8195	A-0268	
10	H2702	0043	峰嶋 信幸	1級	(株)コーポレーション建築設計事務所	水戸市	029-224-8555	029-224-8269	A-0227	

番号	認定時期	職能番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
11	H2702	0045	草野 広治	2級	井坂建築研究所	水戸市	029-303-5093	029-243-8620	A-3420	
12	H2702	0046	小川 栄二	1級	井坂建築研究所	水戸市	029-303-5093	029-243-8620	A-3420	
13	H2702	0047	川又 光宏	1級	MK都市建築設計事務所	水戸市	029-306-9714	029-306-9724	A-2875	
14	H2702	0050	笠井 裕一	1級	笠井建築設計室	水戸市	029-224-2928	029-224-2928	A-3350	
15	H2702	0051	酒寄 光一	1級	(株)栄建築設計事務所	水戸市	029-227-0222	029-231-0960	A-0197	
16	H2702	0054	竹澤 正則	2級	(株)機須賀満夫建築設計事務所	水戸市	029-225-4353	029-225-1794	A-455	
17	H2702	0057	菊地 茂光	1級	(株)機須賀満夫建築設計事務所	水戸市	029-225-4353	029-225-1794	A-455	
18	H2702	0058	池田 真一	1級	(株)機須賀満夫建築設計事務所	水戸市	029-225-4353	029-225-1794	A-455	
19	H2702	0069	根本 勝義	1級	(株)根本工務店一級建築士事務所	水戸市	029-241-1227	029-241-8500	A-0905	
20	H2702	0074	柳下文江	2級	(株)ハース	水戸市	029-247-8000	029-246-3200	B-3881	
21	H2702	0076	飯田 亨	1級	一級建築士事務所 イタ設計	水戸市	029-255-2008	029-255-2046	A-1687	
22	H2702	0086	根本 洋一朗	1級	(株)根本建築設計事務所	水戸市	029-252-6777	029-252-6684	A-0706	
23	H2702	0097	田中 良彦	2級	(株)根本建築設計事務所	水戸市	029-252-6777	029-252-6684	A-0706	
24	H2702	0098	鈴木 穰	1級	(株)匠建築研究室	水戸市	029-226-3833	029-226-3731	A-0241	
25	H2702	0100	丸山 好史	1級	(有)丸山建築デザイン研究所	水戸市	029-303-8011	029-303-8012	A-1601	
26	H2702	0107	石川 啓司	1級	(株)一級建築士事務所石川建築研究所	水戸市	029-221-1141	029-221-1186	A-2180	
27	H2702	0111	大鐘 孝弘	1級	(有)大鐘工業	水戸市	029-259-3641	029-259-9555	A-3154	
28	H2702	0117	大谷 俊夫	1級	秋桜構造計画	水戸市	029-284-1750	029-284-1760	A-3393	
29	H2702	0126	熊居 敏雄	1級	(株)リ・ライフ一級建築士事務所	水戸市	029-232-0211	029-224-5083	A-3235	
30	H2702	0130	鎌田 富士夫	1級	鎌田建築アトリエ	水戸市	029-244-2450	029-244-2451	A-1746	
31	H2702	0135	今村 智志	1級	住友不動産(株)住宅再生事業本部茨城南事業所一級建築士事務所	水戸市	029-309-3310	029-305-3360	A-3108	
32	H2702	0141	柳下 隆	2級	(株)ハース	水戸市	029-247-8000	050-3730-9751	B-3881	
33	H2702	0142	久野 正行	1級	久野建築設計室	水戸市	029-241-0672	029-241-0673	A-2706	
34	H2702	0143	宮本 久	1級	(有)宮本建築アトリエ	水戸市	029-244-7711	029-244-7712	A-2141	
35	H2702	0153	石黒 洋子	2級	(有)マツハラデザイン	水戸市	029-253-2206	029-253-5447	B-3516	
36	H2702	0154	橋 秀之	1級	(有)コウシユウ設計	水戸市	029-227-0704	029-227-0704	A-2158	
37	H2702	0159	富山 則行	1級	(有)エスティエス設計	水戸市	029-303-2355	029-303-2344	A-2718	
38	H2702	0178	花塚 達雄	1級	花塚建築工房	水戸市	029-241-7964	029-241-7964	A-3071	
39	H2702	0180	岡山 伸行	1級	NOVA建築設計室	水戸市	029-224-0467	029-225-9406	A-1204	
40	H2702	0220	保立 健	1級	保立建築設計事務所	水戸市	029-243-1581	029-243-1581	A-1682	
41	H2702	0238	斎藤 章	1級	(株)エス・ディ・フレックス	水戸市	029-244-1501	029-244-1502	A-2707	
42	H2702	0243	戸田 巧	1級	(有)戸田巧建築研究所	水戸市	029-252-2511	029-252-0811	A-2062	
43	H2702	0251	小室 晶	1級	(有)汎連合設計	水戸市	029-244-5472	029-244-5482	A-0809	

番号	認定種別	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
44	H2702_0285	金沢 悦男	1級	金沢建築設計事務所	水戸市	029-221-8049	029-221-1350	A-0376	
45	H2702_0291	芳賀 晴美	1級	芳賀建築設計工房	水戸市	029-241-8686	029-241-8686	A-1080	
46	H2702_0300	大部 淳一	1級	(株)EOS建築事務所	水戸市	029-231-5755	029-300-7567	A-3754	
47	H2702_0305	浅野 祐一郎	1級	(有)浅野建築設計事務所	水戸市	029-291-6918	029-291-6928	A-2905	
48	H2702_0307	高槻 一雄	1級	(有)高槻建築設計事務所	水戸市	029-231-8461	029-231-8594	A-0799	
49	H2702_0315	高橋 和生	1級	中央技術㈱	水戸市	029-226-5656	029-227-1396	A-2015	
50	H2309_0043	林 昭弘	2級	ライフ・プロジェクト㈱建築設計事務所	水戸市	029-251-8586	029-251-8619	B-4757	
51	H2309_0049	高橋 秀輔	1級	㈱関根工務店一級建築事務所	水戸市	029-221-4789	029-221-5821	A-1170	
52	H2309_0060	吉田 博	1級	常陸測工㈱一級建築事務所	水戸市	029-221-6011	029-227-6743	A-0244	
53	H2309_0061	藤井 耕市	1級	藤井設計	水戸市	029-251-6330	029-251-6335	A-1809	
54	H2309_0064	佐藤 耕一	2級	㈱茨城木材相互市場	水戸市	029-221-3111	029-221-3393	B-3949	
55	H2309_0069	石川 秀夫	1級	石川建築設計事務所	水戸市	029-221-7371	029-228-5854	A-0238	
56	H2309_0080	泉 安幸	1級	㈱柴建築設計事務所	水戸市	029-227-0222	029-231-0960	A-0197	
57	H2309_0084	照山 靖	1級	住友不動産㈱住宅再生事業本部茨城一級建築士事務所	水戸市	029-305-3310	029-305-3360	A-3108	
58	H2309_0087	田中正巳	1級	エム・シー・エンタープライズ㈱	水戸市	029-232-3203	029-232-3219	A-2354	
59	H2309_0101	金澤 重雄	1級	カナザワ建築設計事務所	水戸市	029-224-7343	029-224-7361	A-1474	
60	H2309_0106	中崎 紗子	1級	アーキテクチャ・サービス・カザキ	水戸市	029-259-4523	029-259-4523	A-1664	
61	H2309_0109	中島 秀知	1級	N構造設計事務所	水戸市	029-254-5325	029-254-5408	A-1883	
62	H2309_0112	比企 俊雄	1級	昭和建設㈱	水戸市	029-241-2161	029-243-6294	A-3121	
63	H2309_0115	生田目 博美	1級	KUNO建築事務所	水戸市	029-251-2429	029-255-0071	A-3269	
64	H2309_0116	長谷川 淳	1級	An建築設計事務所	水戸市	029-350-9177	029-350-9178	A-3186	
65	H2309_0117	木村 仁	1級	東山設計	水戸市	029-243-4376		A-3447	
66	H2309_0122	市毛 政雄	1級	市毛建築設計事務所	水戸市	029-243-5569	029-243-5569	A-3228	
67	H2309_0125	中山 真矢	1級	㈱眞建築設計室	水戸市	029-304-5600	029-304-5601	A-3238	
68	H2309_0135	井ノ崎 徹	2級	㈱井ノ崎工務店	水戸市	029-241-0105	029-241-0147	B-5271	
69	H2309_0147	大内 常男	1級	㈱大内工務店	水戸市	029-221-4921	029-225-7245	A-0703	
70	H2309_0155	内山 一志	1級	㈱コア一級建築事務所	水戸市	029-224-7852	029-231-5413	A-1416	
71	H2501_0004	下山田 清之	1級	㈱横須賀満夫建築設計事務所	水戸市	029-225-4353	029-225-1794	A-455	
72	H2711_0003	檜山 修一	2級	明日家デザイン工房	水戸市	029-291-3900	029-291-3901	B-5380	
73	H2711_0007	打越 宏之	2級	㈱コーワーホレーション建築設計事務所	水戸市	029-224-8555	029-224-8269	B-227	
74	H2711_0018	大橋 美幸	2級	果実建築設計室	水戸市	029-305-3311	029-305-3311	B-4461	
75	H2711_0020	小森 博	1級	プライムホーム㈱	水戸市	029-303-5943	029-303-5944	B-5353	
76	H2711_0023	石井 節男	1級	㈱玄設計	水戸市	029-240-1480	029-246-2627	A-1302	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
77	H2711	0038	嶋 英雄	1級	ハナワ建築事務所	水戸市	029-253-3725	---	A-0837	
78	H2711	0041	猿田 美紀	2級	住友不動産株式会社再生茨城一級建築士事務所	水戸市	029-305-3310	029-305-3360	A-3108	
79	H2711	0045	木村 世紀	1級	彦設計事務所	水戸市	029-231-6663	029-231-6663	A-744	
80	H2711	0048	関口 敏夫	1級	(一財)茨城県建設技術公社	水戸市	029-291-8074	029-301-6605	A-1336	
81	H2711	0049	野口 博志	2級	(一財)茨城県建設技術公社	水戸市	029-291-8074	029-301-6605	A-1336	
82	H2711	0050	篠根 玲子	1級	一級建築士事務所 re Design	水戸市	029-291-8186	029-291-8146	A-3565	
83	H2711	0055	栗原 博之	1級	株式会社設計コンサルタン	水戸市	029-252-1277	029-253-5045	A-3765	
84	H2711	0056	山川 浩二	2級	株式会社設計事務所	水戸市	029-241-1311	029-241-1937	B-3871	
85	H2711	0058	加藤木 剛一	2級	株式会社設計事務所	水戸市	029-225-8178	029-225-8195	A-0268	
86	H2711	0060	石田 昌利	1級	株式会社設計事務所	水戸市	029-225-8178	029-225-8195	A-0268	
87	H2711	0061	小林 勝美	1級	K.Design.Studio	水戸市	029-224-9224	029-224-9224	A-3508	
88	H2711	0064	笠原 一彦	2級	TAT建設設計事務所	水戸市	090-4723-8918	029-350-2532	B-5416	
89	H2711	0065	富田 清一	1級	セイソウ建設事務所	水戸市	029-226-7915	029-226-7925	A-1559	
90	H2711	0078	鈴木 勇	1級	(一財)茨城県住宅管理センター	水戸市	029-297-8360	029-227-0368	A-3663	
91	H2711	0097	黒須 一美	2級	棟棟匠	水戸市	029-227-1040	029-231-7482	A-0872	
92	H2711	0098	宇津木 信一	1級	棟棟匠	水戸市	029-227-1040	029-231-7482	A-0872	
93	H2711	0103	小川 雅良	2級	小川建設株式会社建築設計事務所	水戸市	029-231-3232	029-231-7411	A-1932	
94	H2711	0106	益子 幸久	1級	MD建築工房	水戸市	029-226-8028	029-226-8029	A-1866	
95	H2711	0114	上久保 博隆	1級	棟匠建築研究室	水戸市	029-226-3833	029-226-3731	A-0241	
96	H2711	0117	藤 裕二	1級	建築設計室シドミ	水戸市	029-259-999	---	A-3090	
97	H2711	0122	木村 理恵	1級	(有)木村建築補償コンサルト	水戸市	029-221-7555	029-227-6493	A-3526	
98	H2711	0123	野内 広一	1級	(有)木村建築補償コンサルト	水戸市	029-221-7555	029-227-6493	A-3526	
99	H2711	0124	石黒 幸喜	1級	一級建築士事務所 イディ	水戸市	029-255-5526	029-253-5447	A-1832	
100	H2711	0125	加藤 寛	1級	加藤建築設計事務所	水戸市	029-233-2401	029-233-3470	A-2367	
101	H2711	0126	黒部 泰行	1級	(有)アトリエ ケイ	水戸市	029-247-7430	029-247-7430	A-2722	
102	H2711	0132	高山 真	2級	(有)水戸建築補償コンサルト	水戸市	029-228-6531	029-228-6136	B-3946	
103	H2711	0134	伊藤 勉	1級	株式会社総合設計	水戸市	029-305-8585	029-305-8586	A-2658	
104	H2711	0135	鬼澤 正浩	1級	ウイング設計	水戸市	029-246-3424	029-246-3424	A-3134	
105	H2711	0138	鈴木 弘	1級	株式会社EOS建築事務所	水戸市	029-231-5755	029-300-7567	A-3754	
106	H2711	0139	工藤 恵	1級	株式会社三上建築事務所	水戸市	029-224-0606	029-226-3778	A-0100	
107	H2702	0003	石井 裕子	2級	(株)アトリエ翔	水戸市	029-239-5694	029-239-5689	B-5394	
108	H2702	0027	齋藤 重雄	2級	Saito建築設計	日立市	0294-34-0629	0294-33-6984	A-3567	
109	H2702	0060	關 克司	1級	(有)関建設	日立市	0294-34-1391	0294-32-3508	A-2049	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
110	H2702	0087	森 繁雄	1級	多賀土木(株)	日立市	0294-36-0111	0294-32-0040	A-0167	
111	H2702	0094	廣木 正夫	1級	(株)日立ライフ	日立市	0294-25-1255	0294-21-5160	A-0046	
112	H2702	0095	荒井 秀昌	1級	ARAI設計工房	日立市	0294-21-8651	0294-21-8652	A-1870	
113	H2702	0104	森 秀明	木造	(株)山森	日立市	0294-36-1521	0294-35-2135	A-3274	
114	H2702	0123	櫻村 暁	2級	アカツキ建築設計事務所	日立市	0294-39-3925	0294-39-3925	B-5281	
115	H2702	0144	小室 正利	2級	鈴木建築設計事務所	日立市	0294-39-7058	0294-39-7058	B-3455	
116	H2702	0152	川津 祐生	1級	鈴縫工業(株)建築士事務所	日立市	0294-22-5754	0294-22-9480	A-0027	
117	H2702	0163	大塚 廣美	2級	大塚建築設計事務所	日立市	0294-25-6175	0294-25-6176	B-2640	
118	H2702	0209	梅原 郁夫	1級	梅原建築設計事務所	日立市	0294-33-0034	0294-36-3288	A-1903	
119	H2702	0214	大内 郷史	1級	大内建築設計事務所	日立市	0294-52-8351	0294-52-9182	A-3232	
120	H2702	0230	山縣 龍一	2級	(有)大成建設工業	日立市	0294-36-4551	0294-36-6671	B-5211	
121	H2702	0232	金澤 直信	1級	(株)山森	日立市	0294-36-1521	0294-35-2135	A-3274	
122	H2702	0269	鈴木 学	2級	鈴木建築設計事務所	日立市	0294-42-4702	0294-42-7704	B-4425	
123	H2702	0283	坪和 昭男	1級	坪和建築設計事務所	日立市	0294-43-5222	0294-44-0171	A-1174	
124	H2702	0288	清水 忠	1級	(有)清水忠建築設計事務所	日立市	0294-22-6028	0294-24-6936	A-1717	
125	H2309	0045	友部 幸彦	2級	友部建設建築設計事務所	日立市	0294-37-1135	0294-37-1594	B-2834	
126	H2309	0047	小池 悟	2級	幸建設(有)	日立市	0294-33-1221	0294-33-1207	B-4543	
127	H2309	0048	高橋 賢一	1級	株常磐建設	日立市	0294-22-1468	0294-22-1418	A-180	
128	H2309	0050	菊池 積	1級	菊池設計工房	日立市	0294-21-0223	0294-21-0223	A-2488	
129	H2309	0053	篠原 良	1級	日土建設コンサルタン卜(株)	日立市	0294-22-4511	0294-22-4512	A-0380	
130	H2309	0054	増子 勝雄	1級	株岡部工務店一級建築士事務所	日立市	0294-39-7384	0294-32-0410	A-1157	
131	H2309	0086	佐久間 千晶	1級	株白土工務店	日立市	0294-33-1014	0294-33-1944	A-3004	
132	H2309	0089	後藤 敏	1級	大東建託(株)日立支店一級建築士事務所	日立市	0294-21-8091	0294-21-8857	A-2426	
133	H2309	0110	瀬谷 光明	1級	瀬谷建築設計事務所	日立市	0294-37-1521	0294-37-1524	A-2513	
134	H2309	0134	池田 剛	1級	池田建築設計事務所	日立市	0294-34-2273	0294-34-2273	A-1309	
135	H2501	0013	鈴木 政保	2級	豊浦建築設計事務所	日立市	0294-43-5153	0294-43-5778	B-1817	
136	H2711	0014	細貝 知宏	1級	株日立ライフ	日立市	0294-23-4657	0294-21-5160	A-0046	
137	H2711	0034	生田 昇	1級	なまため建築設計事務所	日立市	0294-53-1616	0294-53-1616	A-3661	
138	H2711	0039	小泉 友宏	2級	株東洋エンタープライズ	日立市	0294-42-5566	0294-42-5567	B-5260	
139	H2711	0042	池田 洋	1級	I 建築士事務所	日立市	090-8745-2566	0294-21-5959	A-3184	
140	H2711	0043	小野瀬 慶造	1級	株日立ライフ	日立市	0294-22-2450	0294-21-8494	A-0046	
141	H2711	0044	中嶋 恭子	1級	株日立ライフ	日立市	0294-22-2450	0294-21-8494	A-0046	
142	H2711	0046	加藤 雅史	2級	坪和建築設計事務所	日立市	0294-43-5222	0294-44-0171	A-1174	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
143	H2711	0099	山形 奈緒子	2級	株式会社ハウジング	日立市	0294-22-3157	0294-22-7486	B-5257	
144	H2711	0101	小林 秀規	1級	秀建築設計室	日立市	0294-43-7066	0294-43-7066	A-0811	
145	H2711	0120	佐藤 裕紀	1級	株式会社ライフ	日立市	0294-23-4657	0294-21-5160	A-0046	
146	H2711	0127	長山 智子	2級	包建築設計室	日立市	0294-26-0722	0294-26-0722	B-4687	
147	H2711	0128	関 章	2級	株式会社工務店	日立市	0294-33-1014	0294-33-1944	A-3004	
148	H2711	0129	飯塚 親治	1級	(有)工務建築研究室	日立市	0294-24-1928	0294-24-1929	A-1525	
149	H2711	0159	三澤 俊介	1級	藤和建設株	日立市	0294-21-0067	0294-24-3633	A-3299	
150	H2702	0026	沼崎 栄治	1級	(株)根本英建築設計事務所	土浦市	029-823-1561	029-824-7471	A-0040	
151	H2702	0036	長谷川 裕子	2級	S.A.D一級建築設計事務所	土浦市	029-802-7700	029-802-8800	A-2999	
152	H2702	0048	小松崎 邦夫	1級	小邦一級建築士事務所	土浦市	029-862-3098	029-862-3098	A-3734	
153	H2702	0049	中川 富夫	2級	中富工務店	土浦市	029-862-2219	-	B-2365	
154	H2702	0055	小野村 大平	1級	(株)小野道建設	土浦市	029-831-3027	029-822-7218	A-2197	
155	H2702	0068	猪瀬 孝一	1級	(株)スマイル本田建築設計事務所	土浦市	029-843-7701	029-842-9920	B-2536	
156	H2702	0071	枝川 優	1級	(有)枝川建築設計事務所	土浦市	029-822-5332	029-822-5367	A-1521	
157	H2702	0075	菊池 清行	1級	一級建築士事務所 時代建築設計室	土浦市	029-824-4514	029-824-7253	A-1214	
158	H2702	0085	櫻井 成郎	1級	(株)須藤隆建築設計事務所	土浦市	029-822-4362	029-822-4394	A-0145	
159	H2702	0092	千葉 和成	1級	TAC設計室	土浦市	029-841-0223	029-846-3815	A-3161	
160	H2702	0102	横張 正治	1級	S.A.D一級建築設計事務所	土浦市	029-802-7700	029-802-8800	A-2999	
161	H2702	0110	永長 哲	1級	(株)石川建築設計事務所	土浦市	029-822-0056	029-822-0059	A-0514	
162	H2702	0119	石川 信廣	1級	(株)石川建築設計事務所	土浦市	029-822-0056	029-822-0059	A-0514	
163	H2702	0137	福島 和男	1級	福島一級建築士設計事務所	土浦市	029-822-7092	029-821-3062	A-3308	
164	H2702	0174	中村 等	1級	富士崎建築設計室	土浦市	029-835-2021	029-823-5170	A-2985	
165	H2702	0189	市村 庄一	2級	市村設計事務所	土浦市	029-830-1525	029-830-1526	B-4111	
166	H2702	0224	平島 かよ子	2級	平島建築設計事務所	土浦市	0298-41-0361	0298-42-0302	B-3787	
167	H2702	0225	上野 悦夫	1級	NOB.建築設計企画室	土浦市	029-824-2482	029-824-2482	A-1075	
168	H2702	0239	小神野 栄	1級	オカノ設計事務所	土浦市	029-826-0771	029-826-0772	A-1878	
169	H2702	0253	高橋 優	1級	高橋建築構造設計室	土浦市	029-823-7867	029-823-7088	A-0891	
170	H2309	0011	広瀬 武男	2級	広瀬建築士事務所	土浦市	029-821-9246		B-5053	
171	H2309	0025	海老澤 邦男	2級	株式会社石川建築設計事務所	土浦市	029-822-0056	029-822-0059	A-0514	
172	H2309	0027	宇津野 誠	1級	中建設一級建築士事務所	土浦市	029-843-6888	029-843-6889	A-3356	
173	H2309	0030	高橋 光子	2級	高橋建築設計事務所	土浦市	029-869-9017	029-832-5617	B-4411	
174	H2309	0038	小島 修一	1級	M/R設計	土浦市	029-824-5539	029-879-9596	A-3099	
175	H2309	0123	石坂 健一	1級	石坂一級建築士事務所	土浦市	029-823-8209	029-821-3589	A-1956	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
176	H2309	0132	中原 昌子	1級	中原建築設計事務所	土浦市	029-822-4378	029-822-4378	A-3408	
177	H2309	0172	中村 進	1級	中村設計事務所	土浦市	029-822-6954	029-821-0794	A-0557	
178	H2711	0008	仲田 政人	1級	アトリエトリンカラス	土浦市	029-824-1603	029-824-1603	A-1835	
179	H2711	0026	齋藤 敏弘	2級	楳城浦住建1級建築士事務所	土浦市	029-824-6711	029-824-6713	A-3317	
180	H2711	0031	大吉 暁如	2級	NKハウジング(株)	土浦市	029-825-2777	029-825-2779	B-5127	
181	H2711	0032	小神野 玄徳	1級	(有)玄建築設計事務所	土浦市	029-849-1177	029-843-1177	A-3523	
182	H2711	0051	大久保 重晴	2級	楳フレスト	土浦市	029-826-2331	029-826-2433	B-5403	
183	H2711	0146	枝川 良昌	1級	ワイ・イー・エス・プランニング	土浦市	029-835-3620	029-835-3721	A-2968	
184	H2711	0158	久保田 綾子	1級	創美舎一級建築士事務所	土浦市	029-862-1071	029-862-1071	A-1937	
185	H2711	0163	高橋 俊治	1級	楳オック構造設計	土浦市	029-822-3320	029-822-1731	A-1841	
186	H2501	0007	高橋 斎	1級	楳須藤建築設計事務所	土浦市	029-822-4362	029-822-4394	A-0145	
187	H2702	0007	平 貴一	2級	JAOSデザイン事務所	古河市	0280-32-0810	0280-32-5010	A-3454	
188	H2702	0012	峯 麻規子	1級	峯建築設計事務所	古河市	0280-32-1245	0280-32-1934	A-0260	
189	H2702	0018	羽部 律子	1級	一級建築士事務所のふひろアークテック	古河市	0280-78-1101	0280-78-1039	A-2872	
190	H2702	0158	関根 博人	1級	都市構造一級建築士事務所	古河市	0280-33-1250	0280-33-1250	A-3699	
191	H2702	0165	小林 澄夫	1級	繁建築設計事務所	古河市	0280-30-7311	0280-30-7311	A-0141	
192	H2702	0167	大島 敏男	1級	JAOSデザイン事務所	古河市	0280-33-0580	0280-33-0580	A-3454	
193	H2702	0183	小竹 秀征	1級	コタケ建築設計事務所	古河市	0280-48-2221	0280-48-4916	A-0673	
194	H2702	0188	間下 保	1級	弾設計	古河市	0280-32-7020	0280-32-8221	A-3340	
195	H2702	0194	大里 武	1級	OHSATO建築設計室	古河市	0280-92-3384	0280-92-3384	A-1294	
196	H2702	0201	長谷川 正幸	1級	長谷川建築設計事務所	古河市	0280-98-1612	0280-98-2461	A-0584	
197	H2702	0205	小川 実	1級	小川建築設計事務所	古河市	0280-32-7451	0280-32-7211	A-1183	
198	H2702	0254	長塚 威	1級	(有)長塚建築設計事務所	古河市	0280-22-2323	0280-22-9239	A-0296	
199	H2702	0255	坂巻 祐之	1級	(有)長塚建築設計事務所	古河市	0280-22-2323	0280-22-9239	A-0296	
200	H2702	0261	村山 智美	1級	山根設計事務所	古河市	0280-48-3089	0280-48-3089	A-3483	
201	H2702	0297	加藤 誠洋	1級	一級建築士事務所のふひろアークテック	古河市	0280-78-1101	0280-78-1039	A-0028	
202	H2702	0298	草間 悟	2級	草間総合建設(株)	古河市	0280-22-6638	0280-22-6637	B-3772	
203	H2702	0302	安喰 一治	1級	アグイ建築設計事務所	古河市	0280-98-0656	0280-23-1578	A-3604	
204	H2309	0041	石島 勝男	2級	サンワ設計(株)	古河市	0280-76-3313	0280-76-3889	A-3234	
205	H2309	0052	南川 正直	1級	南川建築設計事務所	古河市	0280-32-5891	0280-32-5894	A-2678	
206	H2711	0009	長江 一	2級	楳ウッドストラクチャー建築設計事務所	古河市	0280-91-5352	0280-91-5355	B-5397	
207	H2711	0025	畔柳 眞之	2級	(有)コガ建築設計	古河市	0280-77-3810	0280-76-8103	B-4856	
208	H2711	0030	小倉 悟	1級	サンワ設計(株)	古河市	0280-77-0305	0280-76-7584	A-3234	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
209	H2711	0082	青木 次夫	2級	カントー住研	古河市	0280-32-3453	0280-32-3453	B-3116	
210	H2711	0087	幸島 雅彦	1級	つむぐ一級建築士事務所	古河市	0280-23-1283	0280-23-1291	A-3726	
211	H2711	0107	高橋 功	1級	I's設計一級建築士事務所	古河市	0280-33-3911	0280-33-2033	A-3056	
212	H2711	0133	山田 博雄	1級	GEN建築設計事務所	古河市	0280-33-7928	0280-33-7928	A-3636	
213	H2711	0141	鈴木 芳男	1級	鈴木建築設計室	古河市	0280-92-1012	0280-92-6751	A-0451	
214	H2702	0017	宮 博之	2級	(有)イノ設計	石岡市	0299-23-1573	0299-24-2375	A-2002	
215	H2702	0063	久保田 吉文	1級	(有)クボタ建築設計事務所	石岡市	0299-23-9305	0299-23-9307	A-2210	
216	H2702	0091	仁平 雅之	1級	一級建築士事務所 エ・ド建築事務所	石岡市	0299-26-3686	0299-26-3686	A-3254	
217	H2702	0114	相澤 勝美	1級	相澤工務店一級建築士事務所	石岡市	0299-24-3335	0299-24-0154	A-3167	
218	H2702	0164	中島 初巳	1級	中島建築設計事務所	石岡市	0299-22-4331	0299-24-2569	A-2063	
219	H2702	0191	三輪 清司	1級	三輪建築設計事務所	石岡市	0299-59-5677	0299-59-5677	A-1153	
220	H2702	0193	島田 哲	1級	島田建設(株)	石岡市	0299-22-5145	0299-22-5146	A-0331	
221	H2702	0195	猪野 勝美	1級	(有)イノ設計	石岡市	0299-23-1573	0299-24-2375	A-2002	
222	H2702	0204	武居 公江	2級	TAKEIデザインオフィス	石岡市	0299-23-1738	0299-24-2552	B-4128	
223	H2702	0228	小松崎 晴美	2級	(有)新栄建設	石岡市	0299-4-0543	0299-44-0549	B-4931	
224	H2702	0242	綿引 勝義	2級	綿引建築設計事務所	石岡市	0299-44-0217	0299-44-0217	B-0421	
225	H2702	0290	友水 正志	1級	(株)友水設計	石岡市	0299-24-4473	0299-24-4475	A-3303	
226	H2702	0299	藤岡 和雄	1級	(有)藤岡設計事務所	石岡市	0299-24-0515	0299-22-3660	A-3453	
227	H2702	0310	島田 恵一	2級	(株)島田材木店	石岡市	0299-23-6622	0299-23-6623	B-4002	
228	H2309	0001	菅井 敏男	1級	菅井設計	石岡市	0299-26-7195	0299-26-7195	A-2208	
229	H2309	0023	上林 誓一	2級	株式会社製材所	石岡市	0299-42-2986	0299-42-2286	B-5123	
230	H2309	0119	吉田 保	2級	街明智住建	石岡市	0299-44-3400	0299-44-3944	B-3217	
231	H2309	0128	吉田 良一	1級	街吉田建築計画事務所	石岡市	0299-43-2051	0299-44-3923	A-2710	
232	H2309	0178	菊地 直衛	1級	(有)ナオエ総合設計	石岡市	0299-26-8318	029-821-2348	A-2459	
233	H2309	0182	和田 邦弘	1級	和田建築設計事務所	石岡市	0299-22-5707	0299-23-0777	A-1348	
234	H2711	0052	浅倉 章夫	2級	大倉設計事務所	石岡市	0299-23-6809	0299-23-5500	B-1526	
235	H2711	0080	増田 裕道	2級	アールエス建築設計事務所	石岡市	0299-39-2125	0299-352135	-	
236	H2711	0083	沼田 郁勇	1級	沼田建築設計事務所	石岡市	0299-26-3036	0299-26-7662	A-0909	
237	H2711	0091	中村 威	1級	四季彩建設㈱	石岡市	0299-26-7251	0299-26-7298	A-3478	
238	H2702	0169	大島 茂男	1級	大島一級建築士事務所	結城市	0296-33-4312	0296-32-7486	A-0370	
239	H2702	0226	小谷野 栄次	1級	結設計事務所	結城市	0296-32-9155	0296-32-9175	A-0595	
240	H2702	0235	清水 進	1級	清水建築設計事務所	結城市	0296-32-8585	0296-32-8589	A-0547	
241	H2702	0264	青木 明男	2級	(有)青木工務店	結城市	0296-35-0589	0296-35-1814	B-5158	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
242	H2702	0286	田中 一博	1級	(有)田中設計事務所	結城市	0296-33-3988	0296-33-3424	A-0073	
243	H2702	0275	増山 英夫	1級	増山建設(有)一級建築士事務所	結城市	0296-35-1135	0296-35-3867	A-2435	
244	H2309	0016	渡邊 進	1級	株式会社	結城市	0296-20-8511	0296-20-8512	A-3369	
245	H2711	0024	大島 則之	2級	大島一級建築士事務所	結城市	0296-33-4312	0296-32-7486	A-0370	
246	H2711	0143	小貫 廣利	1級	小貫建設(株)	結城市	0296-35-0069	0296-35-1378	A-1212	
247	H2711	0148	指首 守	1級	MS一級建築設計事務所	結城市	0296-35-0676	0296-35-0779	A-3079	
248	H2702	0004	今泉 真太郎	2級	不二建設(株)一級建築士事務所	龍ヶ崎市	0297-60-2311	0297-60-2422	A-2759	
249	H2702	0044	野村 悦洋	1級	エーオーエー住宅設計建築事務所	龍ヶ崎市	0297-64-3844	0297-64-2495	A-3097	
250	H2702	0106	松本 天	2級	(有)松本工務店	龍ヶ崎市	0297-62-7035	0297-64-4056	B-3178	
251	H2702	0160	小松澤 洋貴	1級	不二建設(株)一級建築士事務所	龍ヶ崎市	0297-60-2311	0297-60-2422	A-2759	
252	H2702	0173	大越 敏男	1級	伊建築設計事務所	龍ヶ崎市	0297-85-3066	0297-85-3066	A-3707	
253	H2702	0217	佐藤 信一	2級	佐藤建設(株)	龍ヶ崎市	0297-62-7111	0297-64-7171	B-1185	
254	H2702	0219	根本 佳宏	1級	根本建築設計事務所	龍ヶ崎市	0297-64-0455	0297-62-4617	A-2316	
255	H2702	0223	内藤 明夫	1級	内藤明夫建築設計工房	龍ヶ崎市	0297-64-0394	0297-64-8388	A-1148	
256	H2702	0285	野村 正裕	1級	(有)野村材木店(建築設計室)	龍ヶ崎市	0297-62-0667	0297-64-1438	A-2005	
257	H2702	0292	田村 善郎	1級	(有)田村建築設計事務所	龍ヶ崎市	0297-62-4811	0297-62-4895	A-0245	
258	H2309	0021	西巻 洋一	1級	西巻一級建築士事務所	龍ヶ崎市	0297-62-2209	0297-62-2209	A-2663	
259	H2309	0082	秋山 和夫	1級	梅秋山建築設計事務所	龍ヶ崎市	0297-62-1613	0297-62-9160	A-1735	
260	H2711	0015	寺田 一郎	1級	株式会社	龍ヶ崎市	0297-62-3950	0297-62-2950	A-0697	
261	H2711	0084	高橋 健	2級	高橋建築設計事務所	龍ヶ崎市	0297-84-1973	0297-65-3079	B-5292	
262	H2711	0140	大野 孝司	1級	大野建築設計事務所	龍ヶ崎市	0297-64-3375	0297-63-5018	A-3053	
263	H2711	0154	秋山 稔	1級	穂建築設計事務所	龍ヶ崎市	0297-61-0107	0297-85-3966	A-3522	
264	H2702	0120	飯村 光良	1級	飯村建築設計事務所	下妻市	0296-44-3046	0296-44-3970	A-2821	
265	H2702	0182	軽部 守彦	1級	軽部建築設計事務所	下妻市	0296-44-3380	0296-44-5643	A-2399	
266	H2702	0203	石川 節	1級	石川設計(株)	下妻市	0296-44-2331	0296-43-7878	A-3334	
267	H2309	0131	江面 松男	1級	(有)マツオ設計	下妻市	0296-43-2618	0296-30-7770	A-1655	
268	H2711	0011	滝沢 友一	1級	滝沢建築設計事務所	下妻市	0296-44-1149	0296-43-6353	A-3619	
269	H2711	0057	広瀬 哲也	1級	株式会社	下妻市	0296-44-5111	0296-44-0598	A-1709	
270	H2711	0089	飯村 広之	1級	飯村建設一級建築士事務所	下妻市	0296-43-2575	0296-44-6450	A-2514	
271	H2711	0102	須藤 直美	1級	NAO設計工房	下妻市	0296-43-2637	0296-44-6510	A-2619	
272	H2711	0118	稲吉 清一	1級	稲吉建築企画室	下妻市	0296-43-8607	0296-43-8607	A-1580	
273	H2711	0155	杉田 次夫	1級	(有)杉田建築設計事務所	下妻市	0296-43-7004	0296-43-7093	A-1754	
274	H2711	0156	滝沢 賢二	2級	滝沢建築設計事務所	下妻市	0296-44-1149	0296-43-6353	A-3619	

番号	認定時期	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
275	H2702	栗野 徹	1級	(有)栗野ハウジング一級建築士事務所	下妻市	0296-44-4719	0296-44-9305	A-3400	
276	H2702	田島 洋子	1級	タジマ建築設計事務所	常総市	0297-27-0253	0297-27-4726	A-3740	
277	H2309	大橋 明宏	1級	吉田建設	常総市	0297-23-3597	0297-23-3607	A-1437	
278	H2309	栗原 力男	1級	株栗原建設一級建築士事務所	常総市	0297-42-2889	0297-42-2893	A-1677	
279	H2702	茂呂 紀洋	1級	茂呂工務店	常総市	0297-22-9603	0297-22-7081	A-2961	
280	H2702	飯田 泉	1級	(株)菜谷工務店設計部	常総市	0297-22-2871	0297-22-1885	A2903	
281	H2702	戸塚 昇	1級	トツ力建築設計事務所	常総市	0297-27-3930	0297-27-3930	A-1206	
282	H2702	松田 公夫	1級	建築アトリエ 夢空間マツダ	常総市	0297-27-0175	0297-27-0565	A-0132	
283	H2702	榎木 金四郎	1級	植木建築設計事務所	常総市	0297-23-2783	0297-23-2783	A-1963	
284	H2702	中久喜 順子	2級	野村設計事務所	常総市	0297-42-4611	0297-42-0800	A-0049	
285	H2702	飯塚 正一	1級	飯塚建築設計事務所	常総市	0297-42-6418	0297-42-1951	A-3102	
286	H2702	岡田 一夫	1級	岡田建築設計事務所	常総市	0297-42-4072	0297-38-4725	A-0758	
287	H2702	船本 利朗	1級	(有)船本建築設計事務所	常総市	0297-23-0346	0297-23-0347	A-0329	
288	H2702	福田 明良	1級	(有)緑設計	常総市	0297-42-4800	0297-42-0048	A-1634	
289	H2711	小林 英雄	1級	小林建築デザイン事務所	常総市	0297-42-5671	0297-42-5679	A-1563	
290	H2702	大内 裕貴	2級	大木建設(株)一級建築設計事務所	常陸太田市	0294-74-5057	0294-74-5357	A-1513	
291	H2702	棚井 政江	2級	棚井建築士事務所	常陸太田市	0294-73-2551	0294-73-2554	A-1905	
292	H2702	藤 馨	1級	(有)藤建築事務所	常陸太田市	0294-72-2882	0294-72-2883	A-1867	
293	H2309	棚井 満	1級	棚井建築士事務所	常陸太田市	0294-73-2551	0294-73-2554	A-1905	
294	H2309	小池 祐市	2級	コイケ建築設計事務所	常陸太田市	0294-73-2366	0294-73-2366	B-2631	
295	H2501	橋 利昭	1級	橋建築設計事務所	常陸太田市	0294-32-7775	0294-32-7775	A-3276	
296	H2711	小林 満	1級	株三ツツ構造設計事務所	常陸太田市	0294-76-3000	0294-76-0300	A-3286	
297	H2711	橋 欣也	2級	橋建築設計事務所	常陸太田市	0294-76-3783	0294-76-3783	B-4723	
298	H2711	渡辺 聡	1級	フロムゼロ建築デザイン室	常陸太田市	0294-70-3307	0294-70-3308	A-2783	
299	H2711	坂本 光章	1級	坂本光章一級建築士事務所	常陸太田市	0294-82-2515	0294-82-2270	A-2099	
300	H2711	梶 ひろみ	2級	梶ひろみ建築設計室	常陸太田市	0294-72-2221	0294-72-2221	B-4824	
301	H2702	大高 伸二郎	2級	日興建設(株)	高萩市	0293-23-3711	0293-22-5259	A-0747	
302	H2702	上田 嘉美	1級	日興建設(株)	高萩市	0293-23-3711	0293-22-5259	A-0747	
303	H2702	佐藤 勇	1級	日興建設(株)	高萩市	0293-23-3711	0293-22-5259	A-0747	
304	H2702	豆澤 時雄	1級	豆澤建築事務所	高萩市	0293-22-5081	0293-22-5081	A-1879	
305	H2702	小野瀬 沖	2級	いづみ建築設計事務所	高萩市	0293-24-0579	-	A-1565	
306	H2702	沼田 一誠	2級	誠建築設計室	高萩市	0293-24-3830	0293-24-3830	B-3192	
307	H2309	佐久間 孝	1級	サクマホーム	高萩市	0293-24-2839	0293-24-0624	A-0993	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
308	H2309	0143	鈴木 啓志	1級	鷹設計一級建築士事務所	高萩市	0293-22-5585	0293-22-5631	A-1115	
309	H2309	0154	石 雄一郎	1級	いづみ建築設計事務所	高萩市	0293-24-0579	0293-24-0594	A-1565	
310	H2711	0013	鈴木 直義	2級	鈴木住宅設計事務所	高萩市	0293-23-6125		B-2179	
311	H2711	0054	大部 万里	1級	木精舎	高萩市	0293-22-3737	0293-22-3737	A-2310	
312	H2711	0066	矢橋 幸弘	1級	建築工房創匠	高萩市	0293-44-3313	0293-44-3314	A-3588	
313	H2711	0152	三代 善信	2級	三代建築設計事務所	高萩市	0293-22-0067	0293-24-2527	B-1263	
314	H2711	0153	棚谷 哲夫	2級	棚谷建築設計事務所	高萩市	0293-23-5065	0293-24-9118	B-2734	
315	H2702	0013	宮崎 康徳	1級	ミツイチ設計	北茨城市	0293-42-6342	0293-42-7114	A-3340	
316	H2702	0168	志村 照雄	1級	丹・権原建築事務所	北茨城市	0293-42-2114	0293-42-2124	A-0174	
317	H2702	0176	権原 孝之	1級	丹・権原建築事務所	北茨城市	0293-42-2114	0293-42-2124	A-0174	
318	H2702	0177	櫻村 俊久	1級	丹・権原建築事務所	北茨城市	0293-42-2114	0293-42-2124	A-0174	
319	H2702	0187	前田 公博	1級	前田建築設計事務所	北茨城市	0293-44-3881	0293-44-3882	A-3529	
320	H2309	0091	佐藤 典夫	1級	佐藤建築研究室	北茨城市	0293-42-2168	0293-42-2151	A-2512	
321	H2309	0094	大貫 昭良	1級	設計室拓邦	北茨城市	0293-43-5223	0293-42-7393	A-3206	
322	H2309	0148	大貫 秀雄	1級	設計室拓邦	北茨城市	0293-43-5223	0293-42-7393	A-3206	
323	H2711	0073	横山 政雄	1級	横山建築設計事務所	北茨城市	0293-43-3517	0293-43-1196	A-3741	
324	H2702	0024	川俣 祥太	1級	環建築事務所	笠間市	0296-72-5325	0296-71-5065	A-1060	
325	H2702	0073	金沢 幸男	2級	カネサワ住建設計事務所	笠間市	0296-78-2292	0296-78-2292	A-5223	
326	H2702	0211	藤原 由貴子	1級	ふじわら建築設計室	笠間市	0299-45-5051	0299-45-5051	A-3263	
327	H2702	0236	磯山 治	1級	磯山設計事務所	笠間市	0296-77-0476	0296-78-2365	A-2744	
328	H2309	0024	鶴井 喜之	1級	佐竹建築事務所	笠間市	0296-77-9430	0296-78-0388	A-1197	
329	H2309	0056	根本 義文	1級	根本建築設計事務所	笠間市	0296-72-3759	0296-72-3759	A-3516	
330	H2309	0059	野上 寛子	2級	倉持工務店設計室	笠間市	0296-72-4164	0296-72-7693	B-3784	
331	H2309	0088	友部 孝之	1級	佐竹建築事務所	笠間市	0296-77-9430	0296-78-0388	A-1197	
332	H2309	0090	佐竹 克文	1級	佐竹建築事務所	笠間市	0296-77-9430	0296-78-0388	A-1197	
333	H2309	0113	飯田 真奈美	2級	いいた設計	笠間市	0299-45-8010	0299-45-8006	B-4878	
334	H2711	0022	三村 昭彦	1級	建築研究所 da-Vinci	笠間市	0296-72-3776	0296-72-3776	A-2277	
335	H2711	0105	米川 浩平	1級	建築設計事務所 R2	笠間市	0296-77-8680	0296-77-8660	A-3318	
336	H2711	0111	西山 好二	1級	エヌ・ワイ設計室	笠間市	0299-45-7445	0299-45-7445	A-2382	
337	H2711	0144	糸賀 宗雄	1級	NEO設計室	笠間市	0296-70-5566	0296-70-5566	A-2151	
338	H2711	0145	海老澤 司	1級	司建築設計事務所	笠間市	0296-77-9375	0296-78-0217	A-1059	
339	H2702	0109	飯塚 保	2級	飯塚商事(株)設計事務所	取手市	0297-72-7251	0297-74-9567	B-3476	
340	H2702	0122	平沢 二郎	2級	平沢建築設計事務所	取手市	0297-72-2176	0297-73-4993	B-3885	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
341	H2702	0170	中森 一俊	1級	ARC60建築構造設計事務所	取手市	0297-83-8236	0297-83-8236	A-2781	
342	H2702	0186	石田 博英	2級	DIMENSION5	取手市	080-1050-2609	0297-82-6664	B-4161	
343	H2702	0190	佐藤 稔	1級	MRS建築研究所	取手市	0297-86-7585	0297-86-7586	A-1353	
344	H2702	0207	市川 純雄	1級	(有)市川建築設計事務所	取手市	0297-78-7222	0297-78-7110	A-0274	
345	H2702	0208	稲葉 繁男	2級	(有)稲葉工務店	取手市	0297-74-0971	0297-74-0971	B-3705	
346	H2702	0231	佐々木 一志	1級	ユニ・ササキ一級建築設計事務所	取手市	0297-83-2344	0297-83-2344	A-3442	
347	H2702	0272	野口 哲	1級	(有)のぐち設計事務所	取手市	0297-82-2931	0297-82-3117	A-2935	
348	H2702	0273	野口 良江	1級	(有)のぐち設計事務所	取手市	0297-82-2931	0297-82-3117	A-2935	
349	H2702	0296	羽藤 厚之	1級	(有)羽藤厚之建築工房	取手市	0297-74-4691	0297-74-2028	A-1683	
350	H2702	0309	江澤 久子	2級	(株)江沢建設	取手市	0297-77-8845	0297-77-8880	B-3234	
351	H2309	0009	山田 久男	2級	榊東匠ハウジング二級建築士事務所	取手市	0297-78-8677	0297-78-5599	B-5246	
352	H2309	0010	鈴木 周一	1級	一級建築士事務所 鈴木構造設計	取手市	0297-83-4974	0297-83-4974	A-1511	
353	H2309	0031	田畑 邦雄	1級	アノスト設計	取手市	0297-82-6368	0297-82-6321	A-2692	
354	H2309	0158	土井 金哉	1級	山王建材一級建築士事務所	取手市	0297-85-8425	0297-85-8324	A-0257	
355	H2711	0062	永田 昭文	2級	榊大誠工務店	取手市	0297-83-0449	0297-83-0455	B-1187	
356	H2711	0137	江澤 義久	2級	榊江沢建設	取手市	0297-77-8845	0297-77-8880	B-3234	
357	H2501	0003	今泉 和己	2級	プランニング・ハバ	取手市	0297-70-2558	0297-70-2558	B-5210	
358	H2702	0210	佐藤 有	1級	(有)昭栄建設一級建築士事務所	牛久市	029-872-9299	029-874-7997	A-2486	
359	H2702	0227	関根 美宏	1級	DIMENSION5	牛久市	029-872-9010	029-872-9010	A-2688	
360	H2702	0249	佐藤 安	1級	(有)昭栄建設一級建築士事務所	牛久市	029-872-9299	029-874-7997	A-2486	
361	H2702	0250	塚本 豊	1級	(株)塚本建築設計事務所	牛久市	029-872-9211	029-874-3698	A-2262	
362	H2702	0301	出雲 武士	1級	イモン建築設計事務所	牛久市	029-872-2089	029-872-2089	A-0184	
363	H2309	0017	橋本 珠美	2級	アトリエ・たまん	牛久市	090-2325-7386	029-872-0587	B-5061	
364	H2309	0020	阿部 英彦	1級	街リビング工房	牛久市	029-873-6424	029-873-6419	A-0953	
365	H2309	0026	木村 昌睦	2級	榊一糸工務店一級建築士牛久事務所	牛久市	029-872-1191	029-872-1201	A-2602	
366	H2309	0037	飯田 高	2級	アクト一級建築士事務所	牛久市	050-5519-1489	029-830-8086	A-2787	
367	H2309	0095	土佐 新悟	1級	積和建設常業棟	牛久市	029-874-1735	029-873-3391	A-3041	
368	H2309	0107	猿田 博一	2級	アクト一級建築士事務所	牛久市	050-5519-1489	029-830-8086	A-2787	
369	H2309	0169	野口 俊郎	1級	ノグチ設計工房	牛久市	029-871-7137	029-871-7149	A-2788	
370	H2711	0001	三田村 和紀	2級	in建	牛久市	029-886-8076	029-886-8077	B-5296	
371	H2711	0002	三田村 光美	2級	in建	牛久市	029-886-8076	029-886-8077	B-5296	
372	H2711	0090	鹿生 幸三	1級	エフ・アンド・ケイ建築事務所	牛久市	029-872-6178	029-872-6178	A-3615	
373	H2702	0019	高野 和賢	1級	(株)高野工務店	つくば市	029-857-4758	029-857-4753	A-3605	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
374	H2702	0030	齋藤 克彦	1級	住友不動産(株)住宅再生事業本部茨城南事業所一級建築士事務所	つくば市	029-849-0601	029-849-0600	A-3018	
375	H2702	0031	本告 玄	1級	住友不動産(株)住宅再生事業本部茨城南事業所一級建築士事務所	つくば市	029-849-0601	029-849-0600	A-3018	
376	H2702	0035	谷田部 好美	2級	住友不動産(株)住宅再生事業本部茨城南事業所一級建築士事務所	つくば市	029-849-0601	029-849-0600	A-3018	
377	H2702	0037	青木 嘉人	2級	住友不動産(株)住宅再生事業本部茨城南事業所一級建築士事務所	つくば市	029-849-0601	029-849-0600	A-3018	
378	H2702	0038	宗清 明	1級	(株)三共建設一級建築設計事務所	つくば市	029-858-3311	029-856-2507	A-1604	
379	H2702	0053	平間 伊佐男	1級	ヒラマ建築工房一級建築士事務所	つくば市	029-838-5720	029-836-5720	A-2135	
380	H2702	0065	木村 象恒	2級	木村建築設計事務所	つくば市	029-847-6645	029-847-6645	B-4748	
381	H2702	0072	横田 孝	1級	ライフ一級建築設計事務所	つくば市	029-838-3855	029-836-3866	A-0366	
382	H2702	0090	中山 正巳	1級	(株)中山設計事務所	つくば市	029-857-3037	029-857-3952	A-1411	
383	H2702	0093	小倉 ひとみ	1級	小倉ひとみ建築設計室	つくば市	029-855-0266	029-855-0266	A-3671	
384	H2702	0101	堀越 勉	1級	(株)ワカハハウス	つくば市	029-852-8511	029-855-3876	A-3227	
385	H2702	0103	三村 登志雄	1級	(有)JMAO	つくば市	029-839-9577	029-839-9578	A-2911	
386	H2702	0118	塚本 柳三郎	2級	アルルリフォーム業しい(株)建築士事務所	つくば市	029-868-6002	029-868-6003	B-5409	
387	H2702	0139	中山 昭	2級	(株)ワカハハウス	つくば市	029-852-8511	029-855-3876	A-3227	
388	H2702	0147	沖山 素子	2級	(有)沖山製材所	つくば市	029-847-3219	029-847-5467	B-4114	
389	H2702	0150	一色 信宏	1級	Nido architects	つくば市	029-855-8388	A-2975		
390	H2702	0155	飯島 洋省	1級	(株)飯島洋省andHAND建築設計事務所	つくば市	029-855-3055	029-855-3055	A-3553	
391	H2702	0171	潮田 浩	1級	(有)常総企画潮田建築設計事務所	つくば市	029-847-6164	029-847-6284	A-3291	
392	H2702	0172	宮本 誠司	1級	(有)常総企画潮田建築設計事務所	つくば市	029-847-6164	029-847-6284	A-3291	
393	H2702	0202	堀江 功	1級	堀江設計事務所	つくば市	029-852-8200	029-858-3161	A-1494	
394	H2702	0221	服部 一男	1級	服部建築設計事務所	つくば市	029-867-1070	029-867-0712	A-0894	
395	H2702	0237	柴 博美	1級	関彰エンジニアリング(株)	つくば市	029-858-7311	029-855-6406	A-3265	
396	H2702	0240	柳澤 泰男	1級	(株)インテグラル一級建築士事務所	つくば市	029-850-3331	029-850-3334	A-2773	
397	H2702	0278	斉藤 裕行	1級	(株)相澤建築設計事務所	つくば市	029-876-0617	029-876-0679	A-1493	
398	H2702	0279	宮脇 太平	1級	(株)相澤建築設計事務所	つくば市	029-876-0617	029-876-0679	A-1493	
399	H2702	0284	潮田 充	1級	一級建築士事務所 (株)潮田建設	つくば市	029-847-2169	029-847-5268	A-2416	
400	H2702	0286	沖山 哲夫	2級	(有)沖山製材所	つくば市	029-847-3219	029-847-5467	B-4114	
401	H2702	0287	藤城 司	1級	(株)藤城設計	つくば市	029-856-5105	029-856-9236	A-3306	
402	H2702	0293	相澤 晴夫	1級	(株)相澤建築設計事務所	つくば市	029-876-0617	029-876-0679	A-1493	
403	H2309	0014	長島 範幸	1級	ノリスデザインワークス	つくば市	029-836-1637	029-836-1637	A-3162	
404	H2309	0018	小田倉 雅人	1級	株相澤建築設計事務所	つくば市	029-876-0617	029-876-0679	A-1493	
405	H2309	0034	塚原 克彦	1級	株渡辺設計	つくば市	029-839-5668	029-836-5671	A-3521	
406	H2309	0040	米花 惇	1級	ペイカー・コンサルティング	つくば市	029-875-8481	029-875-8482	A-3448	

番号	認定時期	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
407	H2309	0067	2級	菊田 康人	菊田建築士事務所	つくば市	029-864-1900	029-864-8502	B-4192
408	H2309	0083	2級	高橋 孝	高橋建築設計事務所	つくば市	029-836-0135	029-836-0275	B-3621
409	H2309	0121	1級	磯 昌栄	関彰商事(株)	つくば市	029-858-7300	029-858-7339	A-0429
410	H2309	0176	2級	風見 勝雄	株式会社 風見工務店2級建築士事務所	つくば市	029-857-6253	029-857-7123	B-5283
411	H2309	0177	1級	森田 三朗	(有)森田建築事務所	つくば市	029-864-1120	029-864-0112	A-2555
412	H2309	0184	1級	村田 栄理哉	村田建築都市研究所 一級建築士事務所	つくば市	029-859-3133	029-855-3133	A-2797
413	H2711	0012	1級	茂垣 直樹	m*style	つくば市	029-845-3500	029-845-3500	A-3724
414	H2711	0017	1級	後藤 元樹	株式会社 ワークス 一級建築士事務所	つくば市	029-896-6858	029-896-6480	A-3208
415	H2711	0019	1級	吉妻 義昭	設計工房ZUMA	つくば市	029-856-9255	029-856-9254	A-2814
416	H2711	0028	2級	星野 睦	株式会社 ワークス 一級建築士事務所	つくば市	029-896-6858	029-896-6480	A-3208
417	H2711	0040	1級	松本 真朋	株式会社 榊里山建築研究所	つくば市	029-867-1086	029-867-1083	A-3675
418	H2711	0067	2級	木本 健	ひがしアーク工房	つくば市	029-847-8464	029-847-8464	B-5354
419	H2711	0092	1級	中村 眞紀子	円卓設計	つくば市	029-859-3300	029-859-3301	A-2748
420	H2711	0100	1級	市村 隆	株式会社 榊増山栄建築設計事務所 つくば支店	つくば市	029-893-6012	029-852-3810	A-3764
421	H2711	0109	1級	色川 充	株式会社 榊いろかわ	つくば市	029-876-1553	029-886-4588	A-3425
422	H2711	0116	1級	若柳 綾子	株式会社 榊若柳建築事務所	つくば市	029-886-8034	029-886-8035	A-2341
423	H2702	0002	2級	小沼 勝意	株式会社 センセプトハウス(株)	ひたちなか市	029-200-1131	029-200-1911	A-3360
424	H2702	0029	2級	古市 勉	古市勉建築設計事務所	ひたちなか市	029-272-6566	029-274-8253	B-5392
425	H2702	0033	1級	横山 善樹	善建築設計事務所	ひたちなか市	029-276-5150	029-276-5549	A-1265
426	H2702	0115	1級	町田 登	(株)日立ライフ	ひたちなか市	029-354-6533	029-273-4488	A-0046
427	H2702	0133	1級	川上 均	(株)川上総合設計	ひたちなか市	029-276-1891	029-276-1892	A-2066
428	H2702	0136	1級	杉森 裕治	エムワイ 一級建築士事務所	ひたちなか市	029-272-3379	029-272-3490	A-2068
429	H2702	0156	1級	佐川 光男	佐川建築設計事務所	ひたちなか市	080-4347-9075	-	A-3388
430	H2702	0206	1級	川又 晴彦	川又晴彦建築設計事務所	ひたちなか市	029-219-6226	029-219-6227	A-0845
431	H2702	0267	1級	蛭田 忠男	(有)都市環境計画コンサルタント	ひたちなか市	029-270-1644	029-275-2489	A-2259
432	H2702	0289	1級	清水 正行	清水正行建築設計事務所	ひたちなか市	029-285-1249	029-285-4090	A-0867
433	H2702	0306	2級	深谷 茂	あおい構造設計	ひたちなか市	029-219-5028	029-219-5068	A-5092
434	H2309	0068	2級	藤岡 和正	株式会社 フレンドリー&Mステーション	ひたちなか市	029-263-2927	029-263-5008	B-5116
435	H2309	0079	2級	能登 康博	有能堂設計	ひたちなか市	029-272-3970	029-352-2003	B-3605
436	H2309	0146	1級	平沼 清美	株式会社 オーテック	ひたちなか市	029-276-2006	029-276-2005	A-3101
437	H2309	0167	1級	山田 博則	株式会社 榊第一設計	ひたちなか市	029-274-3056	029-274-4604	A-1297
438	H2309	0173	2級	片野 広	片野設計	ひたちなか市	029-263-3156	029-219-5196	B-4070
439	H2711	0010	1級	岡田 秀夫	株式会社 榊秀建ホーム 一級建築士事務所	ひたちなか市	029-276-2135	029-276-2201	A-1850

番号	認定時期	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
440	H2711 0027	島田 外博	1級	島田外博建築研究室	ひたちなか市	029-275-0183	029-219-4318	A-0559	
441	H2711 0068	龍崎 淳一	1級	株日立ライブ	ひたちなか市	029-354-6533	029-273-4488	A-0046	
442	H2711 0079	畔柳 謙治	2級	茨城県東部アパルト協同組合	ひたちなか市	029-265-5510	029-265-5620	B-5062	
443	H2711 0086	小磯 元	2級	GEN建築工房	ひたちなか市	029-273-1531	029-273-1531	B-4811	
444	H2711 0088	宇留蔵 博一	2級	株AU建築設計事務所	ひたちなか市	029-273-8832	029-271-0129	B-5028	
445	H2711 0095	川又 喜世	1級	新光企画	ひたちなか市	029-297-3221	029-297-3222	A-2915	
446	H2711 0121	古谷 保	1級	株古谷ホーム	ひたちなか市	029-272-6527	029-273-3893	A-3295	
447	H2711 0131	遇西 正明	1級	株松求設計	ひたちなか市	029-285-6111	029-285-7215	A-820	
448	H2711 0136	雨澤 和彦	1級	株祥建築設計事務所	ひたちなか市	029-354-5432	029-354-5433	A-2566	
449	H2711 0162	根本 昭博	1級	根本建築設計室	ひたちなか市	029-262-5154	029-262-5154	A-1861	
450	H2702 0009	山中 義一	2級	(株)ナカゾノ	鹿嶋市	0299-84-0536	0299-83-5600	A-4269	
451	H2702 00161	中園 薫	2級	(株)ナカゾノ	鹿嶋市	0299-84-0536	0299-83-5600	A-4269	
452	H2702 00181	高橋 文男	2級	(株)高正建設建築設計事務所	鹿嶋市	0299-82-0092	0299-83-2504	B-5013	
453	H2702 0196	立原 英夫	1級	タチハラ設計工房	鹿嶋市	0299-82-9858	0299-82-9859	A-1412	
454	H2702 0280	内芝 良吉	1級	(株)鹿島テクノス	鹿嶋市	0299-84-3473	0299-82-9191	A-2595	
455	H2309 0138	立原 長行	2級	鹿島ブレハブ工業株	鹿嶋市	0299-82-8159	0299-82-5103	B-2527	
456	H2309 0162	加藤 茂	1級	アトリエ10一級建築士事務所	鹿嶋市	0299-82-9631	0299-82-9639	A-1340	
457	H2711 0075	根本 康二	2級	根本建築設計事務所	鹿嶋市	080-5056-7225	0299-69-5106	A-3622	
458	H2711 0076	笹本 健次	2級	株インヤ設計	鹿嶋市	0299-82-2873	0299-82-3270	B-3676	
459	H2711 0130	稲野邊 幸生	1級	(有)ハウジング・サポート	鹿嶋市	0299-85-0185	0299-85-0186	A-2894	
460	H2702 0241	浦橋 信雄	1級	サンアール一級建築士事務所	潮来市	0299-67-5211	0299-67-5212	A-3106	
461	H2702 0277	古谷野 公一	2級	古谷野建築設計事務所	潮来市	0299-66-2863	0299-66-2893	B-1999	
462	H2309 0105	内野 博幸	1級	内野建築設計事務所	潮来市	0299-64-6260	0299-64-6290	A-2606	
463	H2711 0149	古谷野 勝次	2級	古谷野建築設計事務所	潮来市	0299-66-2863	0299-66-2893	B-1999	
464	H2702 0008	大山 哲	1級	(有)コトブキ空間デザイン一級建築士事務所	守谷市	0297-48-0273	0297-45-0526	A-3118	
465	H2309 0140	八木岡 道孝	2級	株ホームケアテック建築設計事務所	守谷市	0297-46-4051	0297-46-1052	B-5058	
466	H2711 0059	岡野 征男	1級	オカノ建築設計事務所	守谷市	0297-48-3901	0297-48-5256	A-0231	
467	H2702 0011	竹内 学	2級	竹内住設	常陸大宮市	0295-55-2539	0295-55-2559	B-5000	
468	H2702 0015	榎山 知弘	1級	(株)榎山建設一級建築士事務所	常陸大宮市	0295-52-3135	0295-52-3136	A-2564	
469	H2702 0032	高村 健一	2級	けんちく工房TAKA	常陸大宮市	0295-58-8177	0295-58-8177	A-3705	
470	H2702 0212	大賀 秀行	2級	大賀建築設計事務所	常陸大宮市	0295-53-0293	0295-53-0293	B-2167	
471	H2309 0074	小林 政雄	1級	小林建築設計事務所	常陸大宮市	0295-53-3482	0295-53-6923	A-1312	
472	H2711 0016	野上 大輔	2級	野上建設株	常陸大宮市	0295-57-2521	0295-57-2560	B-0452	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
473	H2711	0053	内海理英子	1級	うつみ建築設計事務所	常陸大宮市	0295-52-1290	0295-53-0753	A-3279	
474	H2702	0059	中村 未和	2級	中村建築設計事務所	那珂市	029-296-2241	029-270-9311	B-4685	
475	H2702	0127	蛭田 敏博	2級	清水建築事務所	那珂市	029-298-0074	029-298-0109	A-0960	
476	H2702	0131	菊池 洋次	1級	久慈建築設計室	那珂市	029-295-3966	029-295-3966	A-1007	
477	H2702	0140	叶野 文子	1級	Nido architects	那珂市	029-296-3185		A-2975	
478	H2702	0200	澤畑 一成	1級	清水建築事務所	那珂市	029-295-1130	029-298-0109	A-0960	
479	H2309	0058	西連地 廣昭	1級	西連地廣昭建築設計室	那珂市	029-295-3991	029-295-8332	A-2727	
480	H2309	0096	赤津 勝弘	1級	赤津建築設計室	那珂市	050-1192-9169	050-1192-9169	A-3496	
481	H2711	0021	井上 良平	2級	井上建築設計事務所	那珂市	029-298-0411	029-298-0411	B-5148	
482	H2711	0037	小田倉 由美子	1級	小田倉建築設計事務所	那珂市	029-219-5767	029-219-5767	A-3672	
483	H2711	0094	清水 洋一	1級	清水建築事務所	那珂市	029-298-0074	029-298-0109	A-0960	
484	H2702	0022	戸頃 洋平	2級	(株)戸頃建設	筑西市	0296-57-4288	0296-57-4811	B-4993	
485	H2702	0056	菊池 政男	1級	菊池一級建築士事務所	筑西市	0296-28-4503	0296-28-4809	A-0550	
486	H2702	0067	大山 早嗣	1級	大山都市建築設計	筑西市	0296-21-7005	0296-21-7006	A-2583	
487	H2702	0078	鈴木 茂	1級	鈴音建築事務所	筑西市	0296-24-5447	0296-24-6736	A-0875	
488	H2702	0096	平入 彰	2級	平入建築設計事務所	筑西市	0296-24-7469	0296-25-2860	B-5315	
489	H2702	0134	中山 尊	1級	(株)ワイエスケイ設計部	筑西市	0296-22-3952	0296-24-0981	A-2304	
490	H2702	0146	谷島 正憲	1級	ハウジングスタジオYAZIMA	筑西市	0296-22-3862	0296-24-4814	A-2713	
491	H2702	0313	板橋 実	1級	小葉建築設計事務所	筑西市	0296-22-5266	0296-22-5455	A-1370	
492	H2309	0003	為我井 明男	1級	日本建築デザイン研究所	筑西市	0296-37-7875	0296-37-7705	A-2982	
493	H2309	0006	柴崎 清	1級	㈲AOI建築設計事務所	筑西市	0296-25-3300	0296-25-3301	A-1430	
494	H2309	0019	小島 時夫	2級	TOKIO設計事務所	筑西市	0296-52-2129	0296-52-2129	B-4988	
495	H2309	0111	斉藤美 喜雄	1級	アトリエ・ゼロ	筑西市	0296-20-3705	0296-20-3706	A-2807	
496	H2711	0005	郡司 政美	1級	郡司建築工業所一級建築士事務所	筑西市	0296-22-3804	0296-25-3071	A-1134	
497	H2711	0063	上形 肇	1級	(有)AOI建築設計事務所	筑西市	0296-25-3300	0296-25-3301	A-1430	
498	H2702	0112	中山 和朗	1級	(株)中山工務店一級建築士事務所	筑西市	0296-25-0611	0296-25-0610	A1957	
499	H2702	0148	田村 正己	1級	(株)田村建設一級建築士事務所	坂東市	0297-38-1980	0297-38-1981	A-2697	
500	H2702	0149	入江 武	1級	入江一級建築士事務所	坂東市	0297-44-2448	0297-44-3929	A-3520	
501	H2309	0008	木村 浩	2級	岩井ハウジング一級建築設計事務所	坂東市	0297-35-8260	0297-35-8261	A-3135	
502	H2309	0168	大久保 正男	1級	大久保建築事務所	坂東市	0297-35-5640	0297-36-0478	A-0555	
503	H2309	0175	森 均	2級	森建築設計事務所	坂東市	0297-34-3452	0297-34-3465	B-4293	
504	H2711	0161	中山 裕之	1級	中山建築設計事務所	坂東市	0280-88-7725	0280-88-7725	A-2106	
505	H2702	0023	神田 仁	2級	ガーデンプライク	稲敷市	0297-87-5311	0297-75-3959	A-3616	

番号	認定時期	職階番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
506	H2702	0089	椎名 徳和	1級	池田木材店	稲敷市	0297-87-2062	0297-87-5510	A-2782	
507	H2702	0157	池田 恵子	2級	池田建築設計工房	稲敷市	0297-87-2047	0297-87-2808	B-4532	
508	H2702	0192	根本 浩司	1級	根本一級建築設計事務所	稲敷市	0297-87-2099	0297-87-2378	A-2289	
509	H2702	0215	井川 一幸	1級	井川建築設計事務所	稲敷市	029-894-3848	029-894-3133	A-3033	
510	H2309	0185	醍醐 瑞穂	1級	日高見建築設計事務所	稲敷市	029-892-0707	029-892-6788	A-2107	
511	H2711	0029	大徳 政男	2級	ひやうまんホーム建築設計	稲敷市	0297-60-6800	0297-60-6801	B-4364	
512	H2702	0021	伊東 肇	1級	伊東建築設計事務所	かずみがうら市	0299-59-3494	0299-59-6239	A-1718	
513	H2702	0080	宮本 良之	2級	(株)宮本建設工業設計事務所	かずみがうら市	029-896-1152	029-896-1157	B-1941	
514	H2702	0175	鈴木 啓之	1級	(有)アップル建築設計事務所	かずみがうら市	0299-59-6345	0299-59-6347	A-1736	
515	H2702	0247	宮本 敏雄	1級	宮本建築設計研究所	かずみがうら市	029-896-1404	029-896-1404	A-0449	
516	H2309	0015	飯塚 泰助	1級	1級建築士事務所 T&T建築研究所	かずみがうら市	029-831-6900	029-831-6662	A-3219	
517	H2711	0072	磯部 哲人	2級	磯部建築設計事務所	かずみがうら市	029-831-0127	029-831-3235	B-0009	
518	H2711	0151	豊崎 晋也	1級	I.B.A.建築事務所	かずみがうら市	029-831-0184	029-831-0284	A-3497	
519	H2702	0025	野口 実香	1級	にのみや一級建築設計事務所	桜川市	0296-75-0369	0296-75-1470	A-0485	
520	H2702	0125	古橋 明	2級	古橋建築設計事務所	桜川市	0296-55-4522	0296-54-2110	B-2655	
521	H2702	0274	高宮 英司	2級	武村建築設計事務所	桜川市	0296-54-2023	0296-54-2023	A-3717	
522	H2702	0280	飯島 一則	2級	飯島建築設計事務所	桜川市	0296-58-6237	0296-58-6237	B-2931	
523	H2702	0281	比企 正信	2級	飯島建築設計事務所	桜川市	0296-58-6237	0296-58-6237	B-2931	
524	H2702	0308	稲葉 正彦	1級	稲葉建築設計事務所	桜川市	0296-54-2110	0296-54-2110	A-2191	
525	H2702	0312	武村 実	2級	武村建築設計事務所	桜川市	0296-54-2023	0296-54-2023	A-3717	
526	H2309	0029	渡辺 清一	2級	武村建築設計事務所	桜川市	0296-54-2023	0296-54-2023	B-3286	
527	H2309	0149	鈴木 孝和	1級	和設計室	桜川市	0296-76-1178	0296-76-1226	A-1771	
528	H2309	0150	倉品 章	1級	和設計室	桜川市	0296-76-1178	0296-76-1226	A-1771	
529	H2309	0151	石島 隆	1級	石島建築設計事務所	桜川市	0296-75-1439	0296-75-0808	A-1001	
530	H2309	0156	市村 英	2級	市村建築設計事務所	桜川市	0296-55-2116	0296-55-2116	B-0658	
531	H2711	0096	大木 誠	2級	大木建築事務所	桜川市	0296-54-0227	0296-54-0227	B-4148	
532	H2711	0112	藤田 昭一	2級	藤田建築設計事務所	桜川市	0296-55-3975	0296-55-2636	B-4082	
533	H2702	0151	茂木 勉	1級	茂木建築設計事務所	神栖市	0479-48-5167	0479-48-4647	A-1289	
534	H2702	0222	岡野 恵子	2級	意建築設計事務所	神栖市	0479-46-0218	0479-46-0288	B-4235	
535	H2702	0244	川那邊 善行	1級	インテック建築設計事務所	神栖市	0299-93-4150	0299-93-4160	A-2825	
536	H2702	0270	小林 廣司	1級	建築設計事務所ウッドベッカー	神栖市	0479-48-1856	0479-48-1856	A-0889	
537	H2702	0314	嶋 良人	1級	(株)嶋建鉄工業一級建築設計事務所	神栖市	0299-92-0841	0299-92-9933	A-1510	
538	H2309	0097	箕輪 武秀	1級	棟額賀優都市建築事務所	神栖市	0299-92-0107	0299-92-5951	A-1659	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
539	H2604	0001	牧 五夫	1級	住設計工房一級建築士事務所	神栖市	0299-96-7698	0299-96-3948	A-3046	
540	H2711	0006	飯田 正	1級	大勝建設㈱一級建築設計事務所	神栖市	0479-44-0676	0479-44-1862	A-0908	
541	H2711	0035	成川 昭雄	1級	建築雪渓事務所 AC エスキース	神栖市	0479-44-6810	0479-44-6810	A-3432	
542	H2711	0036	鈴木 茂	2級	鈴木建築測量設計事務所	神栖市	0479-44-2102	0479-44-2145	B-0258	
543	H2711	0093	大坪 均	1級	大善地所設計事務所	神栖市	0299-90-6216	0299-90-6316	A-2958	
544	H2702	0064	本澤 幸一	1級	(有)本澤幸一建築設計室	行方市	0299-55-3476	0299-55-3527	A-2778	
545	H2702	0198	田中 修治	2級	サナダ設計	行方市	0299-56-0833	0299-56-0833	B-3910	
546	H2702	0199	武田 正則	1級	武田建築設計事務所	行方市	0299-55-2053	0299-55-4010	A-0239	
547	H2702	0218	金子 雅代	1級	堀井建築設計事務所	行方市	0299-72-0146	0299-72-0387	A-3691	
548	H2702	0276	鈴木 栄	1級	(有)エス・ビー・キューブ	行方市	0299-55-0867	0299-55-3011	A-2474	
549	H2702	0304	中村 正明	2級	(株)中村工務店	行方市	0299-55-2853	0299-55-3006	B-3483	
550	H2309	0137	大笠 勝也	1級	大笠建築計画工房	行方市	0291-35-0024	0291-32-8890	A-2185	
551	H2309	0180	久米 雅文	2級	(株)久米工務店建築研究室	行方市	0291-35-2771	0291-35-2772	B-4549	
552	H2711	0077	上山 和彦	2級	上山建築設計事務所	行方市	0299-55-0336	0299-56-5666	B-4772	
553	H2702	0042	藤枝 孝之	2級	フジエダ建築設計事務所	銚田市	0291-39-2312	0291-34-5111	A-3677	
554	H2702	0082	和田 善男	2級	和田建築設計事務所	銚田市	0291-33-5125	0291-33-5125	B-5007	
555	H2702	0303	椎名 康一	1級	椎名建築設計事務所	銚田市	0291-32-2754	029-307-8024	A-2967	
556	H2309	0070	田崎 重司	2級	田崎設計事務所	銚田市	0291-36-4775	0291-36-2330	B-2384	
557	H2309	0093	池田 皓一	2級	備池田工務店	銚田市	0291-39-6565	0291-39-6634	B-4426	
558	H2309	0102	溝口 規子	2級	オーシャンロッジ建築設計事務所	銚田市	0291-39-5221	0291-39-5455	B-3919	
559	H2309	0104	二川 映一	1級	㈱二川工務店一級建築士事務所	銚田市	0291-32-2383	0291-33-6876	A-1776	
560	H2711	0047	石崎 清人	2級	空間建築工房	銚田市	0291-33-4720	0291-33-4721	B-4486	
561	H2711	0071	和田 優作	2級	和田建築設計事務所	銚田市	0291-33-5125	0291-33-5125	B-5007	
562	H2711	0104	大塚 雅宣	1級	雅建築設計室	銚田市	0291-37-3786	0291-37-3787	A-3491	
563	H2702	0070	水越 賢一	1級	水越建築設計事務所	つくばみらい市	0297-52-6380	0297-52-2348	A-2745	
564	H2702	0105	古萱 由美子	1級	古萱建築設計事務所	つくばみらい市	0297-58-6704	0297-38-6047	A-3301	
565	H2702	0162	斉藤 保弘	1級	(有)丸芦建設設計企画部	つくばみらい市	0297-52-2627	0297-52-2627	A-3713	
566	H2702	0233	本間 信明	1級	(有)本間工務店	つくばみらい市	0297-58-2821	0297-58-9616	A-2569	
567	H2702	0248	土田 芳久	2級	土田建築設計事務所	つくばみらい市	0297-52-3401	0297-52-3401	B-2894	
568	H2702	0262	松田 祐光	1級	生空感建築研究所	つくばみらい市	0297-44-4472	0297-44-4473	A-3435	
569	H2702	0263	鈴木 繁	2級	古萱建築設計事務所	つくばみらい市	0297-58-6704	0297-58-6704	A-3301	
570	H2702	0295	野口 克典	1級	ノグチ建築設計事務所	つくばみらい市	0297-58-2945	0297-58-9290	A-1127	
571	H2702	0128	関根 ゆう子	2級	大和田建築設計事務所	小美玉市	0299-49-1236	0299-49-1889	A-0718	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
572	H2702	0258	小松 邦彦	1級	小松建築設計事務所	小美玉市	0299-58-7095	0299-58-4660	A-0280	
573	H2702	0268	磯部 公一	1級	ケーアイ住環境研究所	小美玉市	0299-48-1108	0299-48-1109	A-2870	
574	H2702	0271	貝塚 勇	1級	未設計事務所	小美玉市	0299-58-5299	0299-58-0444	A-1202	
575	H2309	0057	斎藤 要	1級	KANAME設計	小美玉市	0299-49-1671	0299-49-1769	A-1456	
576	H2309	0073	永井 昭夫	1級	永井昭夫建築設計事務所	小美玉市	0299-46-0830	0299-46-7337	A-3060	
577	H2309	0076	伊藤 勝利	1級	伊藤建築設計事務所	小美玉市	0299-58-5767	0299-57-1115	A-3357	
578	H2711	0081	大和田英男	1級	大和田建築設計事務所	小美玉市	0299-46-1236	0299-49-1889	A-0178	
579	H2711	0108	大園 久枝	1級	大地住販(有)	小美玉市	0299-46-3258	0299-46-3584	A-2017	
580	H2309	0114	浦井 安正	2級	浦井建築設計事務所	茨城町	029-292-0224	029-292-0422	B-2164	
581	H2702	0062	加藤 良一	2級	カト一建築設計事務所	大洗町	029-267-5589	029-267-4127	B-4515	
582	H2309	0103	関根 眞次	2級	シックスプランニング事務所	大洗町	029-266-3705	029-267-3985	B-5015	
583	H2309	0044	櫻井 昭男	2級	株式会社設計	城里町	029-289-2330	029-289-2297	B-5250	
584	H2711	0033	藤澤 文男	2級	株式会社設計	城里町	029-289-2330	029-289-2297	B-5250	
585	H2702	0124	助川 孝一	1級	NECOプランニング	東海村	029-287-3636	029-287-3366	A-2419	
586	H2702	0066	赤志村 満	2級	赤津ハウス(株)	東海村	029-282-2353	029-284-0438	B-4077	
587	H2702	0197	高橋 琢	1級	アトリエ高橋	東海村	029-282-3182	029-287-2121	A-2922	
588	H2702	0257	浜中 本子	1級	一級建築士事務所 A.I.設計	東海村	029-282-3771	029-282-4011	A-2476	
589	H2702	0294	加藤 木 均	1級	(株)河野工務店建築事務所	東海村	029-282-1333	029-303-6662	A-2432	
590	H2702	0311	杉浦 良幸	1級	杉浦良幸計画画室	東海村	029-287-0268	029-287-0268	A-3018	
591	H2309	0174	益子 啓一	2級	渡辺建設	大子町	0295-72-5253	0295-72-5254	B-4566	
592	H2711	0110	木村 千明	2級	木村工務店	大子町	0295-76-0840	0295-76-1322	B-1805	
593	H2702	0216	新田 孝司	1級	(株)新田建築設計事務所	美浦村	029-885-5071	029-885-5078	A-3511	
594	H2702	0052	松葉 栄	1級	サカエ設計企画(有)	阿見町	029-887-3344	029-887-1978	A-1413	
595	H2702	0099	加藤 厚史	2級	加藤建築事務所	阿見町	090-6547-7219	029-843-5970	B-4446	
596	H2702	0108	坂倉 昭雄	1級	(株)幸和建築工房一級建築士事務所	阿見町	029-879-7851	029-879-7852	A-3509	
597	H2702	0113	青山 孝夫	2級	青山建築設計事務所	阿見町	029-889-0841	029-889-0841	B-2417	
598	H2702	0246	青山 洋子	2級	青山建築設計事務所	阿見町	029-889-0841	029-889-0841	B-2417	
599	H2309	0133	藍石 勇	1級	一級建築士事務所講研設計	阿見町	029-887-5001	029-869-4443	A-3201	
600	H2309	0170	赤木 裕子	1級	赤木裕子住宅設計室	阿見町	029-842-3027	029-842-6601	A-0922	
601	H2711	0004	飯田 貴之	1級	飯田貴之建築設計事務所	阿見町	029-887-5332	029-887-5332	A-3504	
602	H2711	0113	横島 明三	1級	(有)横島建築設計事務所	阿見町	029-887-4003	029-887-4018	A-1645	
603	H2711	0147	村松 勤也	1級	村松建築設計事務所	阿見町	029-888-1076	029-887-4077	A-3034	
604	H2702	0282	大内 節雄	1級	木のくに建築設計事務所	河内町	0297-84-3061	0297-84-2961	A-2852	

番号	認定時期	認定番号	氏名	種別	勤務先	勤務先所在地	勤務先TEL	勤務先FAX	事務所登録番号	備考
605	H2711	0070	家富 秀一	2級	家富建築設計事務所	河内町	0297-84-5053	0297-84-5052	B-4495	
606	H2711	0115	成田 孝成	1級	成田建築設計事務所	河内町	0297-84-4000	0297-84-4000	A-3011	
607	H2702	0088	伊場 克之	1級	高塚建設工業(株)一級建築士事務所	八千代町	0296-48-2525	0296-48-0065	A-0125	
608	H2702	0145	大里 俊広	1級	大里建築設計事務所	八千代町	0296-48-4576	0296-48-4574	A-3465	
609	H2711	0085	山崎 昇	2級	このか設計(株)	八千代町	0296-48-3771	0296-48-1998	B-5290	
610	H2702	0083	高島 悦男	1級	株篠原工務店建築設計事務所	境町	0280-87-6666	0280-87-8359	A-1827	
611	H2702	0010	眞下 和朗	2級	中和建設(株)	境町	0280-87-7121	0280-86-7090	A-3480	
612	H2309	0164	倉持 紀幸	1級	倉持建築設計事務所	境町	0280-87-0664	0280-87-1813	A-2214	
613	H2409	0001	渡合 延雄	1級	株大成建託	境町	0280-87-6177	0280-87-6759	A-2074	
614	H2702	0129	岩崎 正	1級	株武相設計	利根町	0297-68-9112	0297-68-9113	A-3177	
615	H2711	0119	渡辺 一郎	2級	渡辺建築設計事務所	利根町	0297-68-6375	0297-68-6375	B-4645	
616	H2702	0185	白戸 幸裕	1級	株梓川設計	東京都	03-3865-2755	03-3865-2766	東京40991	

【資料－５】用語解説集

【あ行】

○Is 値

Is 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。一般的な Is 値の目安は以下の通りです。(旧建設省告示)

Is 値 0.3 未満……………破壊する危険性が高い

Is 値 0.3 以上、0.6 未満……………破壊する危険性がある

Is 値 0.6 以上……………破壊する危険性が低い

【か行】

○活断層

最近の地質時代(第四紀：約 200 万年前から現在)に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層です。

注 1 「新編日本の活断層」(活断層研究会編、1991 年)による

○既存不適格建築物

建築した時には建築基準法などの法律に適合していたのに、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物。違反建築物ではありませんが、一定規模以上の建て替えや増改築をする場合は改正後の法律等に合わせなければなりません。

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことです。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力(地域の防災力)を高めることが大切です。

【さ行】

○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法です。

○市町村耐震改修促進計画

都道府県耐震改修促進計画を受けて、各市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画です。

○茨城県地域防災計画

茨城滋賀県域における災害に対処し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、茨城県が災害対策基本法に基づき策定している計画です。防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めています。

○所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、滋賀県における所管行政庁は、建築基準法による特定行政庁を指します。

○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値です。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられており、評価基準日は平成19(2007)年1月1日の値です。

○住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査です。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

○ソフト面での対策(⇔ハード面での対策)

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策。一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地の整備(擁壁の補強など)を行うことです。

○耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律)再掲

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

○耐震基準

宮城県沖地震(昭和53年M7.4)等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震(関東大震災程度)に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議です。

○伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法です。

地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫(ぬき)や差し鴨居(かもし)等が多く用いられています。

○茨城県南部地震

「茨城県南部地震」とは、茨城県の南部の地下深くにあるフィリピン海プレートと北米プレートの境界で、近い将来大きな地震が発生すると考えられています。茨城県南部地震はそのプレート境界で発生するマグニチュード7.3クラスの地震を想定しています。

○道路をふさぐ恐れがある住宅・建築物

地震時の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物です。耐震改修促進法の特定建築物として定められています。

○特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐ恐れがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。

○特定優良賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、各自治体が民間事業者等に対して建設費や家賃の補助を行い、中堅所得者向けに供給する一定の基準を満たした良質な賃貸住宅のことです。

○特定入居者

耐震改修促進法第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする方(特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する方を除く。)のことです。

【な行】

○ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのことです。例えば道路ネットワーク、コンピューターネットワーク、全国的な放送局の組織網などがあります。

【は行】

○ハード面での対策(⇔ソフト面での対策)

ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策。一方、ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

○バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害(バリア)をなくすことを言います。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

【ま行】

○マグニチュードと震度の違い

地震の規模を表す尺度をマグニチュードといい、ある地点での揺れの程度を表すものを震度といいます。ある地震に対してマグニチュードは1つですが、震度は場所によって異なります。ある地点の揺れは、マグニチュードだけでなく震源からその地点までの距離、震源の深さ、その地点周辺の地盤条件等に左右されるものであり、マグニチュードの値が同じであっても、震源が遠ければ震度は小さく、近ければ震度は大きくなります。